

事業主が若年性認知症の方を雇用する上での 支援サービスがあります！

若年性認知症といっても、人によってその症状、進行はさまざまです。

若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではないので、

支援機関や支援制度を活用したり、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組により、若年性認知症の方の雇用継続の可能性は広がります。

ハローワークなど全国の支援機関では、若年性認知症の方の就労に伴い、助成金の支給や相談窓口の設置など、各種支援サービスをご用意しています。

事業主の皆さまは、若年性認知症に関する理解を深め、支援機関と連携して、若年性認知症の方の雇用継続をはじめとする就労支援サービスをご利用ください。

若年性認知症を正しく理解しましょう

若年性認知症とは、**65歳未満に発症する認知症**をいいます。

若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。*

しかし、事業主が早期から適切な支援を行うことで、本人だけでなく周囲の働く仲間や企業の負担を軽減することができることから、雇用継続の可能性も高くなります。

そのため、発症後の早い段階で適切な支援につなげることが重要です。

※ 厚生労働省「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」（平成21年3月）

自社の社員が若年性認知症と診断された場合の留意点

若年性認知症の症状には、直前のことを忘れてしまう記憶障害や抑うつなどがあります。原因疾患が同じであっても、具体的な症状の現れ方（特に周辺症状）や進行具合には個人差があります。自社の社員が若年性認知症と診断された場合、本人の症状を適切に把握した上で、症状に合わせた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組を、事業主は考える必要があります。

■ 若年性認知症の具体的な症例

若年性認知症の症状	症状の種類	症状の内容
中核症状	記憶障害	すぐ前のことを忘れてたりします
	見当識障害	時間や場所が分からなくなります
	理解・判断力の障害	考えるスピードが遅くなります
	実行機能障害	今まで普通にできていたことが、順序よく進められなくなります
周辺症状	主なもの：抑うつ、不安、幻覚、妄想、徘徊 など	

就労支援のサービス窓口

若年性認知症の方の就労に伴うサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施していますので、相談してみましょ。

各種就労支援サービスなどは裏面へ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

若年性認知症の方の就労に伴う各種支援サービスなど

■ 法定雇用率へのカウント（※障害者手帳取得者）

- ・ 障害者手帳を取得されている方は障害者の法定雇用率制度の対象となります。

■ 各種助成金の活用（※障害者手帳取得者など）

- ・ 障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります（※障害者手帳取得者など）。
 - 相談窓口 都道府県労働局 <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>
公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- ・ 事業主が、障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します（※障害者手帳取得者）。
 - 相談窓口 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪では高齢・障害者窓口サービス課） <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

※ 若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象となります。また、原因疾患により身体に障害のある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。ただし、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付は、個々の障害の状態などによって判断されるため、申請すれば必ず交付されるものではないことにご留意ください。

■ 公共職業安定所（ハローワーク）を中心としたチーム支援

- ・ ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。
 - 相談窓口 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

■ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

- ・ ジョブコーチが職場に出向き、きめ細かな人的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適應するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の上司、同僚に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
 - 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>

■ 地域障害者職業センター

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所（+5か所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。
 - 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>

■ 障害者就業・生活支援センター

- ・ 就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。
 - 相談窓口 障害者就業・生活支援センター <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000081944.pdf>